

公益社団法人 日本彫刻会  
彫刻研究誌 アートライブラリー  
論文審査規程

(論文審査委員会)

第1条

公益社団法人日本彫刻会(以下、本会)は『彫刻研究誌 アートライブラリー』の投稿原稿を審査するために、研究誌編集委員会(以下、編集委員会)の下に論文審査委員会(以下、審査委員会)を置く。

- 2 審査委員会は、審査委員長と4名を上限とする審査委員によって構成される。
- 3 審査委員長は、正会員の中から、本会委員長が委嘱する。
- 4 審査委員は、専門分野や所属機関等を考慮した上で、正会員の中から審査委員長が推薦し、本会委員長がこれを承認する。
- 5 審査委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(論文審査)

第2条

投稿原稿の審査は、審査委員会が行う。

(審査基準)

第3条

投稿原稿の審査は、以下の審査基準に照らして行われる。

(1)研究内容

- ・ 新知見の有無
- ・ 独創性、新規性
- ・ 彫刻文化発展への寄与

(2)研究目的及び方法

- ・ 研究目的の妥当性
- ・ 先行研究に関する十分な検討
- ・ 調査及び分析の的確さ

(3)論考及び論述

- ・ 論旨の明瞭さ及び一貫性
- ・ 論拠の信頼性
- ・ 論述形式の適切さ

(論文種別)

#### 第4条

投稿原稿による掲載論文の種別は、次の2種とする。

- (1) 研究論文(完結した研究成果を述べたオリジナルな著述であり、独創性や有用性などの観点から学術的価値が認められ、彫刻文化の発展に寄与するもの)
- (2) 研究ノート(学術研究や調査、制作実践等の成果をまとめた研究報告であり、研究論文に準ずる内容で、彫刻文化の発展に資する知見を含むもの)

本規程第3条の基準に則り、完結した研究成果の著述を研究論文とする。完成度は研究論文に満たない水準だが、新規性や速報性などの観点から掲載の価値が認められるものを研究ノートとする。掲載に際しての最終的な種別は、査読委員による審査と審査委員会の議を経て、これを決定する。

(査読委員の選出)

#### 第5条

審査委員会は、投稿原稿の内容を受けて当該分野に見識を備える査読委員を1論文につき2名選定する。査読委員は、本会会員以外の学識者からも指名することができる。ただし、投稿者と関わりの深い者は審査委員会の判断により当該論文の査読委員から除外する。

2 審査委員会は、査読委員が決定した後、全ての投稿原稿について、投稿者・題目・査読委員を理事会に報告する。

(査読)

#### 第6条

審査委員会から依頼を受けた2名の査読委員は、本規程第3条の審査基準に照らして論文を審査し、査読内容とその結果を文書によって審査委員会に報告する。

(採否の決定)

#### 第7条

審査委員会は、査読委員の報告書に基づき、各審査委員の意見を踏まえた上で、論文の採否について、次のいずれかに取扱いを決定する。

- A. 採録
- B. 軽微な修正を要する条件付採録
- C. 照会後再判定を要する再査読
- D. 不採録

再査読は、「A.採録」「D.不採録」のいずれかを結論とし、再々査読は行わない。審査委員会は、査読委員の報告書に基づき、最終的な採否の決定を下し、その結果を編集委員会に報告する。

(査読結果の通知)

#### 第 8 条

編集委員会は事務局を通じて、投稿者に、査読結果と査読後の手続きを通知する。

(疑義・不服への対応)

#### 第 9 条

審査委員会は、投稿者から査読内容もしくは採否決定に関しての疑義・不服の申立があった場合、速やかにこれに対応し、申立者に回答する。ただし、手続き上の不備以外の理由で査読のやり直し等に応じることはない。

(規程の変更)

#### 第 10 条

本規程を変更する場合は、理事会の決議を経てこれを行う。

この規程は、令和 2 年 10 月 15 日より実施する。